

令和8年9月9日

各位

一般社団法人 高知県自動車整備振興会

会長 佐藤 誠



令和8年度 整備主任者の定期法令研修の実施について

拝啓 時下貴工場益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の研修を下記により実施する旨、四国運輸局高知運輸支局より連絡がありましたので、ご通知致します。

この研修は、道路運送車両法第91条3に基づく、同法施行規則第62条の2の2第1項第8号の規定に基づくものであり、自動車特定整備事業の運営適正を図るとともに、整備主任者の能力を保持向上させることにより自動車の保安確保と公害防止に寄与することを目的としたもので、誠に重要なものであります。

整備主任者の方々は、万障お繰り合わせの上、必ず出席されるようご通知致します。

尚、「自動車整備士手帳」をお持ちの方は、当日受付に提出して頂ければ、手帳に研修を修了したことの証明を記載致します。

敬具

※今回の研修は「**法令研修**」です。

ディーラー、振興会等の実施する「技術研修」とは異なります。

整備主任者は、法令研修と技術研修を受講しなければなりません。

記

1. 研修対象者

現在、認証・指定工場にて選任されている全ての整備主任者の方。

※検査員にも選任され、先の令和8年度検査員研修を受講している者は除く。

尚、当研修を同一事業場で複数の受講者が受講されることとなる場合は、研修日を振り分けて受講されるようご配慮ください。

2. 研修の方法 定期研修

3. 講師 高知運輸支局

4. 受講料 (1人目: 3,300円, 2人目以降: 1,100円 内訳は以下の通りとなります)

・「資料代」: 2,200円(税込)・・・1事業場1冊は必ず購入していただきます。

※注 但し、この資料は四国運輸局のホームページに掲載されておりますので、印刷して持参された方は、購入する必要はありません。

・「管理費」: 1,100円(税込)・・・受講される整備主任者の方全員

裏面へ続く

※研修資料は1事業場 各1冊となりますので、整備主任者が複数在籍の事業場で、研修日を振り分けて受講される事業場の方は、最初に受講された方が購入した資料を再使用して頂くことになりますので、必ずご持参ください。

5. 注意事項

- (1) 筆記用具をご持参ください。
- (2) 資料代等は必ずご持参ください。
- (3) 受講に当たっては、受付で事業場名と受講者の氏名を本人がご記入ください。
名簿に氏名が記載されていない者は、受講しなかったものとして処理されますのでご注意ください。
- (4) 会場での受付の際は、受講料は各個人が各々お支払いください。
- (5) 同一事業場で複数の受講者が受講される場合は、受講日を振り分けて受講されるようご協力をお願いいたします。

6. 研修の日時及び場所

研 修 日	場 所	研修受講対象の地区	時 間
令和8年11月2日(月)	香南市中央公民館 2F 第1,2,3研修室	南国、香南、香美	13:30～16:00
令和8年11月4日(水)	高知県立高知青少年の 家 2F 大集会室	高知西、高吾東、いの	13:30～16:00
令和8年11月5日(木)	中村地区建設協同組合 会議室①・②	清水、幡西、中村、幡東、北幡	13:30～16:00
令和8年11月9日(月)	須崎市民文化会館	窪川、中土佐、須崎・葉山、津野 山	14:00～16:30
令和8年11月11日(水)	田野町ふれあいセンタ ー 2F 多目的会議室	安芸、室戸・東洋	13:30～16:00
令和8年11月20日(金)	高知県自動車整備振興 会 2F	高知東、嶺北、大豊	9:30～12:00
		大津・布師田	13:30～16:00
令和8年11月24日(火)	高知県立高知青少年の 家 2F大集会室	高知春野、高吾西、土佐	13:30～16:00
令和8年11月27日(金)	ちより街テラス 3F ちよテラホール	高知中央、高知一宮	9:30～12:00
		高知南、高知北	13:30～16:00